

小型除雪機貸出募集説明書

貸出機械	ハイブリット除雪機（最大除雪量83t/h 除雪幅80cm 最大投雪距離19m） ※機種については、選択できません。	
貸出台数	1 団体あたり 1 台	
実施期間	■ 1 シーズン（11月から3月まで）	
貸出件数	■ 1 シーズン用 2 件、短期用（1週間以内） 1 件	
対 象 者	行政区、町内会、または除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織など）	
貸出条件	1 高齢者世帯等の除雪活動に使用すること。 2 作業者は全て町が指定する「ボランティア活動保険」（一人350円程度）へ加入すること。 3 実績報告書（様式第3号及び第4号）を提出すること。 （1）貸出期間が1週間以内の場合は、貸出終了後10日以内。 （2）貸出期間が1シーズンの場合は、使用月ごとの翌月の10日以内及び貸出終了後10日以内。 4 町が行う除雪作業に支障の無い様に作業を行うこと。 5 使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。 6 本制度に関するアンケートなどの調査に協力すること。 7 小型除雪機貸出実施要綱を遵守すること。	
費 用	■ 貸出機械の費用は無料です。 ■ 燃料費及び保険料は借受者の負担となります。	
申 込 み	申込書類	小型除雪機貸出申込書（様式第1号）
	申込方法	下記のお問い合わせ先まで、郵送・ファックスにて提出するか持参してください。
	申込期間	9月下旬 から 10月末日まで ※末日が土日祝日の場合は、直近の平日とする。
貸出の決定	申込者多数の場合は、選考により貸出しを決定します。 ※使用場所の条件などによっては、貸出しが出来ない場合があります。	
注意事項	・ 小型除雪機の貸出し及び返却は、借受者自らが町の指定する場所で貸出しを受け、返却してください。 ・ 申請した利用目的以外には使用しないでください。 ・ 使用に当たっては、使用上の注意を守り、安全に十分注意してください。 ・ 小型除雪機を他に譲渡又は転貸しないでください。 ・ 営利目的に使用しないでください。 ・ 小型除雪機は宅地内の車庫等に保管し、盗難等にご注意ください。 ・ 小型除雪機を町が緊急に使用する必要が生じたとき、注意事項に違反したときは、貸出しを取消し、返却していただく場合があります。 ・ 小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただく場合があります。	
お問合せ先	複合施設はなのわ 東神楽町役場 健康ふくし課包括支援係 〒071-1 592 東神楽町南1条西1丁目3番2号 電話番号：83-5600、ファックス番号：83-4180	